

令和 8 年度 保育所等・幼稚園・認定こども園 利用案内



©龍ヶ崎市

もくじ

1. 施設の概要	-----	1
2. 教育・保育給付認定について	-----	1
3. 幼稚園・認定こども園（教育部分）の利用について	-----	2
4. 保育所（園）・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業の利用について	-----	5
5. 保育施設入所までの流れ	-----	6
6. 保育施設の申込方法	-----	7
7. 保育施設への入所決定後～在園中	-----	9
8. 利用者負担額（保育料）について	-----	11
9. 給食費（主食費・副食費）について	-----	13
10. 認可外保育施設・一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンターを利用する方	-----	13
11. 保育施設利用 Q&A（よくある質問）	-----	14
各園紹介	-----	18

幼児教育・保育施設		認定区分	認定・入園申請先
幼稚園		1号認定	各幼稚園
認定こども園	教育（幼稚園）部分		2号認定 3号認定
	保育（保育所）部分		
保育所（園）・地域型保育事業			保育課

最新情報は HP より
ご覧いただけます。



▲龍ヶ崎市公式 HP トップ

申請書のダウンロードや空き状況の
確認はこちらをご活用ください。



▲空き状況等ページ

龍ヶ崎市 こども未来部 保育課

☎0297-64-1111（内線 610・611）

1. 施設の概要

子ども・子育て支援新制度に基づく施設は以下のとおり分類されます。

	認定区分	施設種類	施設の役割・目的
教育施設	1号	幼稚園	小学校以降の教育基盤を作るため、幼児期教育の提供を行う。
		認定こども園 (教育部分)	幼稚園、保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育・保育及び保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う。
保育施設	2号 ・ 3号	認定こども園 (保育部分)	
		認可保育所(園)	共働きなど家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う。
		地域型保育事業	保育ニーズの高い0~2歳児までを対象とし、基本的に少人数で保育を行う。
		・小規模保育施設	定員19人以下の少人数単位で、きめ細やかな保育を行う。
		・事業所内保育施設	企業が主体となり、従業員の子どもと地域の子どもを含めて保育を行う。
		・家庭的保育施設	家庭的な雰囲気の中で、少人数の乳幼児に対して保育を行う。

※大切なお子さんをお預かりする施設です。申込み前の見学をお願いいたします。

2. 教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定とは、幼稚園や保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業を利用する際に受けていただく手続きで、教育・保育施設の利用申込と同時に申請することとなります。当該認定を基に施設の利用を決定していきます。

教育・保育給付認定には、お子さんの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分(下表参照)があり、受けた認定の区分によって利用できる施設や時間が異なります。

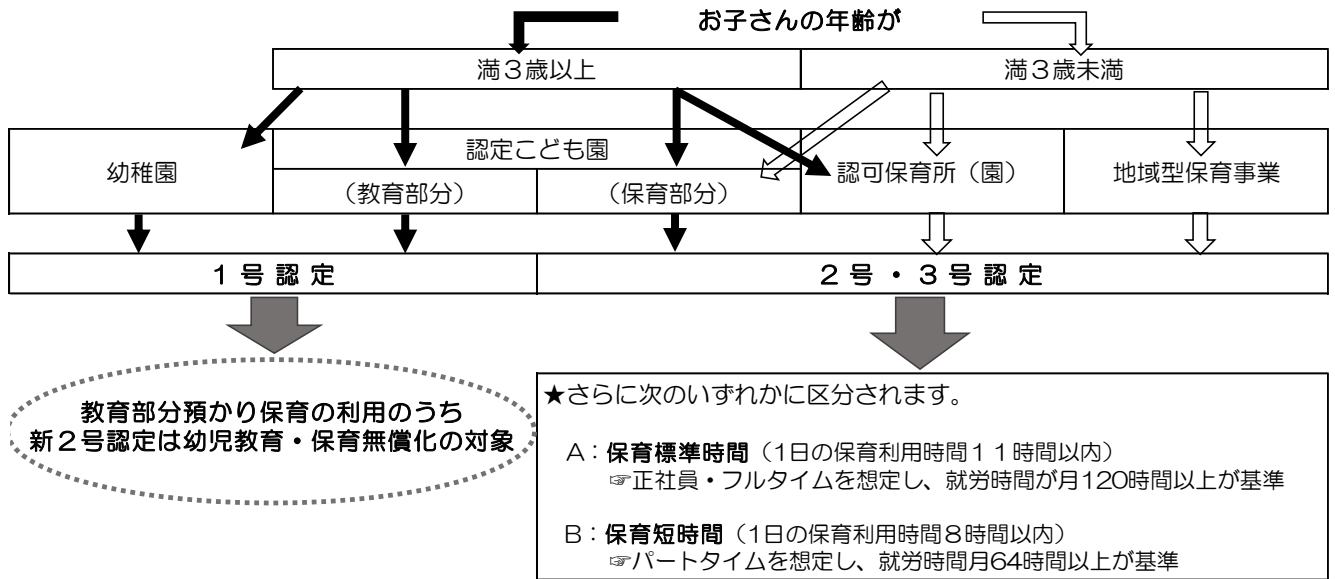
《3つの認定区分》

認定区分	対象年齢等		利用できる施設	利用の流れ
1号 (教育標準認定)	満3歳~	教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園(教育部分)	2ページ~
2号 (保育認定)	満3歳~	「保育の必要な事由 (☞5ページ)」に該当し、 保育を希望する場合	保育施設 認定こども園(保育部分)	5ページ~
3号 (保育認定)	0~2歳			

市外の新制度未移行園は【新1号】子育てのための施設等利用給付認定を直接幼稚園にお申込みください。

また、幼稚園や認定こども園(教育部分)の預かり保育は、保育の必要性が認められた場合、幼児教育・保育無償化(☞3ページ)の対象となります。お申込みは各利用施設へ【新2号・新3号】子育てのための施設等利用給付認定の申請が必要です。(☞3ページ)

《各認定区分を受ける要件（図）》

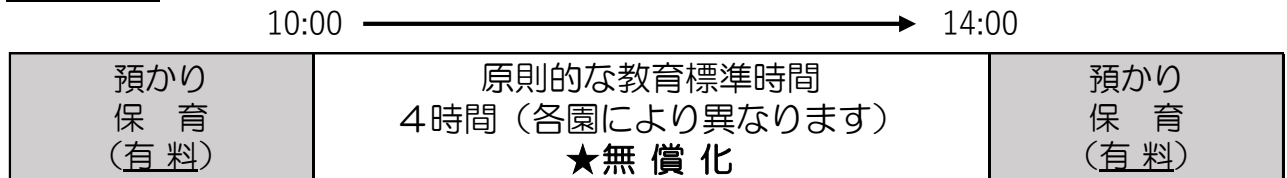


3. 幼稚園・認定こども園（教育部分）の利用について

利用できる方と利用イメージ

お子さんが満3歳以上で、幼稚園・認定こども園での教育を希望する場合は、ご家庭の状況に関わりなく、「1号認定」を受けて施設の利用申込をすることができます。

例 1号認定の利用時間イメージ



★新制度未移行幼稚園は月額25,700円、国立大学附属幼稚園は月額8,700円を上限に無償化。

入園までの流れ

9月初旬より順次説明会が開始

準備（園見学や入園説明会への参加）

11月4日(火)より各園で受付開始

入園を希望する各幼稚園・認定こども園へ申込

各園からの入園審査・内定

入園決定後は各園との契約
になります。園のルールに
従ってご利用ください。

各園を通じて支給認定を申請

市より1号認定の支給認定証を交付

入園（各園との契約）

預かり保育料の無償化（新2号認定）

預かり保育料が無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）（☞5 ページ）が必要です。

- ◆ 保育の必要性の認定を受けた3・4・5歳児クラスのお子さんは、預かり保育利用日数に応じて、**1日につき450円、月額11,300円を上限に無償化となります。**
- ◆ 保育の必要性の認定を受けた住民税非課税の世帯の満3歳のお子さん（4月2日以降に満3歳の誕生日を迎えたお子さん）は、預かり保育利用日数に応じて、**月額16,300円を上限に無償化となります。**

また、毎年3月ごろに「現況届」として、利用基準（保育を必要とする事由）を引き続き満たしているかどうかを確認するための手続きがあります。利用基準を満たしていないと判断された場合で、次年度の4月から認定を却下された場合でも、再び利用基準を満たすことが確認できた時は、年度途中であっても再度申請することで認定を受けることができます。

💡 幼稚園または認定こども園の預かり保育料や認可外保育施設の利用料については、「**償還払い**（一度施設にお支払いいただき、領収書をもって保護者から市に請求）」または「**法定代理受領**（施設が保護者に代わり市に請求）」によって無償化を実施いたします。

請求方法 施設により異なりますので、ご利用の施設にご確認ください。

預かり保育等の提出書類及び提出先

利用施設	提出書類	提出先
新制度移行幼稚園 ・富士見幼稚園 ・めばえ幼稚園 ・竜ヶ崎愛宕幼稚園	☞預かり保育を利用する場合 ・新2号、新3号認定申請（※1） ・保育の必要性を証明するもの（※2） （例：就労証明書など）	幼稚園
認定こども園（教育部分） ・あいゆう園 ・ぶどうの木竜ヶ崎幼稚園 ・北竜台ふたば文化 ・竜ヶ崎みどり ・ながと夢 ・しらはね ・あすなろ保育園		認定こども園
認可外保育施設 一時預かり 病児保育	・新2号、新3号認定申請（※1） ・保育の必要性を証明するもの（※2） （例：就労証明書など）	保育課

（※1）「子育てのための施設等利用給付認定（法第30条の4第2号・3号）申請書」のこと。

（※2）「保育の必要性を証明するもの」は、《保育を必要とする事由の証明書》（☞8ページ）を参照ください。

申請受付日より前の日付からの認定はできませんので、ご利用になりたい日より前に書類をご提出ください。

申し込みにあたりご準備いただく書類

- 各幼稚園・認定こども園が定める入園願書
- 各幼稚園・認定こども園が定めるその他の書類

(▼メモ欄としてお使いください)

- 教育・保育給付認定申請書【1号認定用】（各園を通じて配布）

《令和7年1月2日以降に当市へ転入された（する予定の）保護者の方》

副食費負担の判定のため、個人番号（マイナンバー）により令和7年度市町村民税の課税状況を確認いたします。場合によっては、課税（非課税）証明書をご用意していただくこともあります。

《市外在住の方》

当市に住民登録のない方は、各幼稚園・認定こども園が定める入園願書（入園申込書）等を各施設に提出するとともに、住民登録がある市区町村の窓口にて1号の支給認定手続きを行ってください。

令和8年度入園願書配布・受付場所

◎11/4（火）より各園で受付開始

各幼稚園・認定こども園にて入園資料等配布や入園願書（入園申込書）の受付を行います。

入園説明会や見学の日程等の詳細は各園によって異なりますので、園に直接お問い合わせください。

施設名	住所	電話番号	入園説明会			園見学
			開催日	時間	備考	
認定こども園 あいゆう園	八代町2901	64-3333	9/20(土)	10:30~ (15分前受付)	要予約	随時 (要予約)
			10/15(水)			
認定こども園 ぶどうの木 竜ヶ崎幼稚園	羽原町1366-3	62-0573	9/27(土)	10:00~11:45 (15分前受付)	要予約	随時 (要予約)
			10/18(土)			
認定こども園 北竜台ふたば文化	若柴町1507	66-3777	9/18(木)	10:15~12:00 (15分前受付)	見学と説明会 親子で参加	—
			10/16(木)			
認定こども園 竜ヶ崎みどり	佐貴1-6-6	66-1400	10/1(水)	10:00~11:00 (30分前受付)	要予約	随時 (要予約)
			10/18(土)			
ながと夢 認定こども園	貝原塚町3072-4	62-3309	9/22(月) ~10/3(金)	10:00~11:00	要予約 9/1~電話受付	要予約
しらはね 認定こども園	白羽1-5-2	61-3319	9/16(火) ~26(金)	10:00~11:00	要予約 9/1~電話受付	要予約
認定こども園 あすなろ保育園	市1039	63-0193	随時	—	TELまたは 園HPより予約	随時 (要予約)
富士見幼稚園	市2-98	62-6249	9/13(土)	10:00~11:30	要予約	公開保育 9/8~12
めばえ幼稚園	市8362	62-8300	9/6(土)	10:00~11:30	要予約	随時 (要予約)
			10/17(金)			
竜ヶ崎愛宕幼稚園	馴馬町496	62-4140	随時	—	TELまたは 園HPより予約	随時 (要予約)

4. 保育所（園）・認定こども園（保育部分） ・地域型保育事業の利用について

保育所（園）・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業などの保育施設は、保護者の就労や疾病などのため、日中家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育することを目的としています。

💡 幼児教育のため、集団生活に慣れさせるため、または下のお子さんに手がかかるなどの理由では、保育施設への入所はできません。

利用できる方と利用イメージ（保育を必要とする事由と保育の必要量）

保育施設の利用にあたっては、保護者が次表のいずれかの事由に該当し、保育の必要性の認定を受けていただく必要があります。

また、教育・保育給付認定における2号・3号認定を受ける方は、保育の必要量によってさらに区分されます。

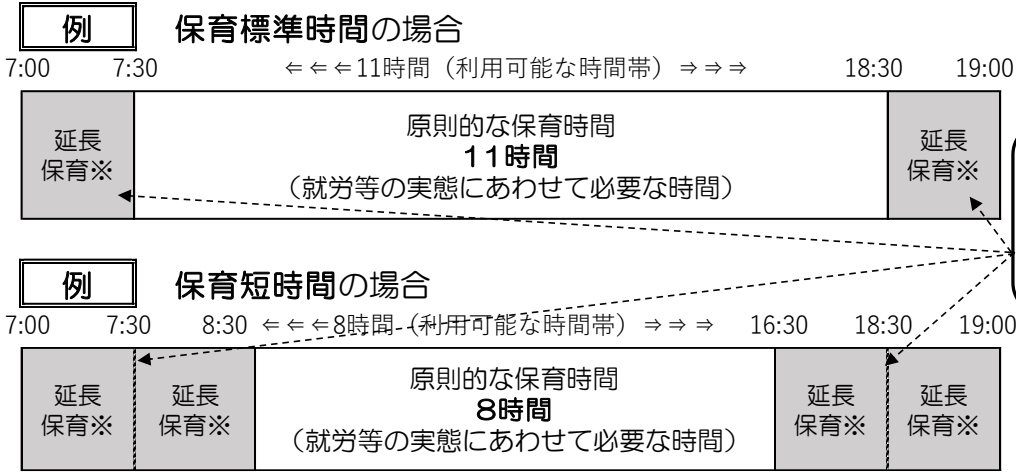
- ① 保育標準時間・・・最長 11 時間まで利用可能
- ② 保育短時間・・・最長 8 時間まで利用可能

	保育を必要とする事由	利用できる期間	保育の必要量
①	就労（月64時間以上の就労に限る）	小学校就学前までの間の必要な期間	月120時間以上就労 保育標準時間 月64時間以上就労 保育短時間
②	妊娠・出産	出産月の産前産後2か月（最長5か月）	保育標準時間
③	疾病・障がい（病気・負傷または心身に障がいがあるとき）	療養を必要としなくなるまで	申請内容による
④	介護・看護（介護・看護に常時あたっているとき）	介護・看護を必要としなくなるまで	月120時間以上介護・看護 保育標準時間 月64時間以上介護・看護 保育短時間
⑤	災害復旧	必要な期間	保育標準時間
⑥	求職活動（起業準備を含む）	3か月以内	保育短時間
⑦	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	在学期間中	月120時間以上就学 保育標準時間 月64時間以上就学 保育短時間
⑧	虐待・DV（虐待や配偶者からのDVの恐れがあるとき）	小学校就学前までの間の必要な期間	保育標準時間
⑨	その他（児童福祉の観点から保育が必要な状態と認められるとき）	小学校就学前までの間の必要な期間	申請内容による
※	育児休業（育児休業取得時の在園児の継続利用に限る）	育児休業の対象となる子が満1歳に達した日の翌日の翌年度4月末まで	保育短時間

※保護者のいずれかが「保育短時間」の要件であれば「保育短時間」の認定となります。

保育必要量の認定については、お子さんが「保育標準時間（8～11 時間までの範囲）」での利用となるか、「保育短時間（8 時間以内）」の利用となるかの大枠を市が決定するものであり、実際の個々の保育時間については、保護者の状況により、園との調整のうえ決定します。

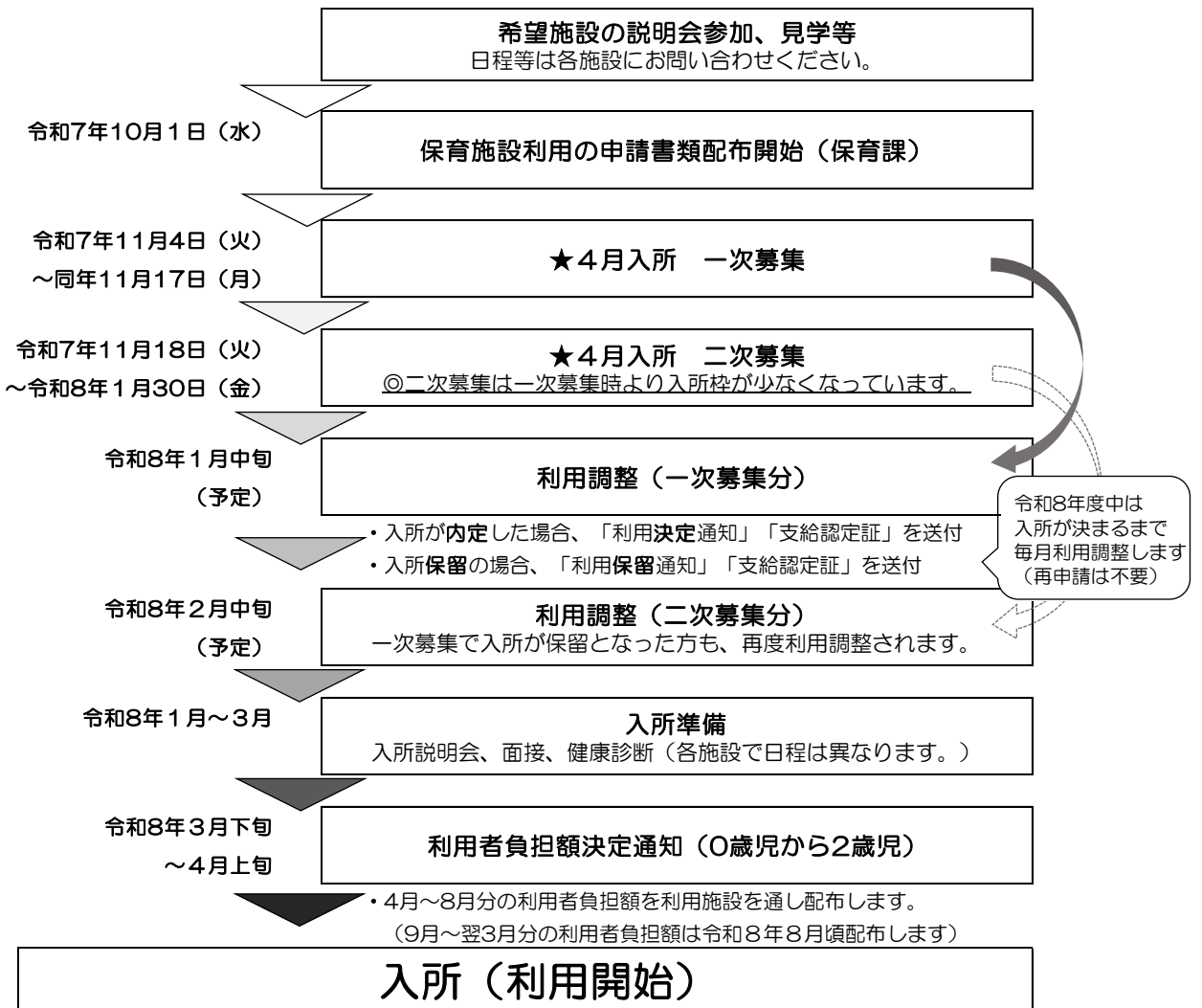
また、「保育標準時間」に該当する方が「保育短時間」での利用を希望することはできますが、「保育短時間」に該当する方が「保育標準時間」での利用を希望することはできませんのでご注意ください。



※「教育・保育給付認定事由」に該当する日のみ預けることができます。

💡 入所・転園当初、お子さんが無理なく新しい環境に慣れるため「慣らし保育」として通常の保育時間より短い時間に設定した保育を行います。入所する施設が定める慣らし保育の取り扱いに従ってご対応くださいますようお願いいたします。

5. 保育施設入所までの流れ (4月入所希望の場合)



6. 保育施設の申込方法

受付場所

第一希望が保育所（園）、地域型保育事業の方・・・**保育課窓口**

※各出張所、市民窓口ステーションでは受付できません。

第一希望が認定こども園の方・・・**各認定こども園**

※原本を認定こども園へご提出ください。

申込期限

《令和8年4月入所の申込》

一次申込・・・令和7年11月4日（火）～令和7年11月17日（月）

二次申込・・・令和7年11月18日（火）～令和8年1月30日（金）

・年度途中からの入所申込

5月～2月入所希望の申し込みは、「希望月の前月10日*」までに申込書類を提出してください。

※10日が土・日・祝日の場合は、前開庁日が申込期限となりますのでご注意ください。

毎月1日が入所日となります。（月の途中で入所はできません。）

また、3月入所の申込期限は、2月入所の申込と同じ「**1月9日**」となります。

・育児休業明けの入所申込

育児休業明けの場合、復職（予定）日によって、利用申込みができる月が決まります。

★1日～15日付けの復職・・・復職月の**前月**の1日入所の申込みができます。

★16日～31日付けの復職・・・復職月の**当月**の1日入所の申込みができます。

・現在のお住まいと異なる市町村の保育施設のご利用を希望の方 市外（転出先）の保育施設への入所申込

転居予定や勤務地があるなどの条件で、市外の保育施設に申し込むことができます。（市町村により条件は異なります。）

締切や必要書類、手続き方法などは各自治体により異なりますので、事前に利用希望の保育施設のある市区町村にご相談ください。

龍ヶ崎市に転入予定で龍ヶ崎市の保育施設への入所申込

現在市外にお住まいで、入所希望月の前月末までに転入予定があり、龍ヶ崎市での住所・転入予定日のわかる書類が用意できる方は、当市様式の申請書で用意の上、龍ヶ崎市の保育課窓口へ直接お申し込みください。

※入所希望月の前月末までの転入が確認できなかった場合、内定取消または退園となります。

龍ヶ崎市に転入予定のない方で龍ヶ崎市の保育施設への入所申込（里帰り出産等）

龍ヶ崎市に転入予定（住民票の移動予定）のない方、龍ヶ崎市での住所・転入予定日のわかる書類が用意できない方は、お住まいの市区町村が窓口となります。龍ヶ崎市の申込締切日の約7日前までに、お住まいの市区町村の申請書類と手続きに従い、お申し込みください。

提出書類

※必要書類は児童一人につき一部をご用意ください。

(保育を必要とする事由の証明書は、二人目以降の児童については原本のコピー可。)

教育・保育支給認定申請書兼保育施設利用申込書【2号・3号認定用】

状況調査票

※裏面の「保育施設利用申込に関する確認書」もご確認の上、チェックとご署名をお願いします。

保育を必要とする事由の証明書（証明日から3か月以内のもの）

ひとり親の世帯を除き、保護者
どちらの分も必要となります。

《保育を必要とする事由の証明書》

保育を必要とする事由	必要書類
就労している方（被雇用者の方）	「就労証明書」（勤務先または雇用主が発行）
就労している方（自営業従事者の方）	「就労証明書」および 下記添付書類 ・事業主の場合⇒直近の「確定申告書 第1表・第2表」 （事業開始初年度であれば「事業開始届」） ・事業専従者の場合⇒「事業主の確定申告書第2表・青色申告決算書・収支内訳書・ 税務署への変更届」のいずれか、専従者であることがわかる書類
妊娠・出産の方	「母子手帳の写し」（表紙と出産予定日が記載されたページ）
疾病・障がいのある方	「診断書※2」または「障害者手帳等の写し」
親族の介護・看護をしている方	・「介護・看護状況等申告書」 ・「診断書（※2）」または「介護保険被保険者証」、「障害者手帳等の写し」
災害復旧にあっている方	「り災証明書」（台風被害等は市防災安全課、火災は龍ヶ崎消防署にて発行）
就学している方	・「在学証明書」または「学生証の写し」 ・「時間割表」等就学している時間のわかるもの
求職活動中の方	「就労確約書」

※1 事業専従者の就労確認のため、事業専従者欄または給与賃金欄に事業専従者の名前が記載されているものをご用意ください。

※2 医師等の発行する診断書にかかる費用（文書料）は自己負担となります。

世帯の状況に応じて必要な書類（下表に該当する場合のみ）

★ 状況によっては保育料等に影響しますので、該当する場合にはご提出ください。

世帯の状況	必要書類
入所希望月の前月末までに転入予定の方	・父母の個人住民税課税（非課税）証明書 ※4～8月入所：令和7年度、9月以降入所：令和8年度 ・広域入所確認シート ・転入先の（龍ヶ崎市での）住所のわかる書類（同居予定の場合は不要） ※賃貸借契約書、不動産売買契約書のどちらか
離婚調停中の方	家庭裁判所からの調停期日通知書等
生活保護を受けている方	生活保護受給証明書
同一世帯に障がい者（児）がいる方	障害者手帳の写し、特別児童扶養手当の受給を証するもの、国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
海外からの転入の方	※保育課へご相談ください。
外国籍の方	・在留カードの写し ・保育所（園）等入所に関する確認事項 ・海外収入申告書（申立書）（4～8月入所：令和7年1月1日、9月以降入所： 令和8年1月1日に海外にいた方）

届出内容に変更がある場合

在園期間中、入所時の申請の内容から変更があった場合は、すみやかに「**変更申請**」のご提出をお願いします。

★毎月25日までに提出したものは、翌月1日より適用されます。

変更の事由	必要書類
◆保育の必要量を変更したい ◆保育が必要な理由が変わった	・教育・保育給付認定変更申請書 ・保育を必要とする事由の証明書（8ページ参照）
◆氏名、住所、連絡先の変更があった ◆世帯状況に変更があった（結婚、離婚、生活保護受給等） ※保育料等に影響する場合があります。	・教育・保育給付認定変更申請書
◆勤務先、就労日数、就労時間が変更になった	・教育・保育給付認定変更申請書 ・就労証明書
◆所得税、住民税申告により住民税額が変更となった ※市税務課、もしくは税務署でのお手続き後、必ず保育課にも届け出をしてください。	・教育・保育給付認定変更申請書 ・申告書の控え
◆育児休業に入った ※原則、育児休業期間中は「 保育短時間 」となります。	・教育・保育給付認定変更申請書 ・就労証明書
◆育児休業から復帰した	・教育・保育給付認定変更申請書 ・復職証明書
◆保育施設を退所したい ◆龍ヶ崎市外へ転出するとき ◆利用希望のお子さんの保育状況が変更となった （祖父母宅で見てもらうようになった等）	・保育施設等利用取消申請書
◆2ヶ月間連続して保育施設を利用しない場合 ※欠席期間中も在籍扱いとなりますので、保育料がかかります。また、2ヶ月を超える場合は退所となります。	・休園届

《変更申請の提出先》 ※保育料が変更になる場合がありますので、すみやかに届出してください。

★利用施設が 保育所（園）、地域型保育事業 ⇒ **保育課**

★利用施設が 認定こども園 ⇒ **各認定こども園**

現況届（年一回）

翌年の継続の意向や保育施設の利用基準（保育を必要とする事由や保育の必要量）を引き続き満たしているかどうかを確認するために必要な手続きです。利用基準を満たしていないと判断された場合、退所していただく場合もございます。毎年9月末頃に利用施設を通じて通知します。

龍ヶ崎市外への転出を予定している方

転出前より転出予定先市区町村の保育施設等申込みができます。事前に転出予定先市区町村の保育担当課へご相談ください。

また、転出の翌月以降も引き続き龍ヶ崎市内の同じ施設を利用したい場合は、転出先市区町村にて「継続入所」の手続きが必要です。ただし、必ず継続できるとは限りませんので、転出予定先市区町村の保育施設等へのお申し込みもご検討ください。

8. 利用者負担額（保育料）について

幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化により各施設を利用する3歳児から5歳児のお子さんと市民税非課税世帯の0歳児から2歳児のお子さんの利用者負担額（以下、「保育料」といいます。）は無料となります。

3歳・4歳・5歳児
クラスのお子さん

☆全てのお子さんの保育料が無償化

- ☞ 満3歳入園を行う幼稚園・認定こども園（1号教育部分）を利用する場合は、満3歳のお子さんも無償化となります。
- ☞ 新制度未移行幼稚園は月額25,700円、国立大学附属幼稚園は月額8,700円を上限に無償化となります。

◆新制度未移行幼稚園をご利用の場合は、園が保護者によって市に保育料を請求します（法定代理受領）。（一部の施設は、保育料を施設へお支払いいただき、保護者から市に請求していただく場合もあります（償還払い）。）

◀無償化対象外の費用▶ 給食費、教材費、行事費、通園バス代等は保護者のご負担となります。

0歳・1歳・2歳児
クラスのお子さん

☆市町村民税が非課税である世帯のお子さんの保育料が無償化

- ☞ 地域型保育事業を利用する市民税非課税世帯のお子さんの保育料（利用者負担額）も無償化となります。

保育料の納付方法

利用施設・事業	納付方法	納付先
公立・私立保育所（園）	原則、口座振替	龍ヶ崎市（※）
認定こども園	施設が定める方法 詳細は施設に直接 お問い合わせください	利用施設
地域型保育事業 （小規模保育、事業所内保育、家庭的保育）		

※市外在住の方が市内の施設を利用している場合はお住まいの市町村へ納付となります。なお、公立保育所（八原保育所）に入所されている場合は、龍ヶ崎市への納付となります。

◆ 公立・私立保育所（園）を利用の方 ▶ 龍ヶ崎市へ納付



原則、口座振替で納付いただきます。

① 口座振替<各月の末日に引き落とし*>

利用施設の決定後に口座振替手続きが必要です。「Web 口座振替受付サービス（↑QRコード）」または「口座振替依頼書」によりお申し込みください。なお、「口座振替依頼書」によるお申込みの場合、振替開始まで約1ヶ月程度の期間を要しますので、余裕をもってお手続きください。（振替開始までは、毎月15日頃を目安に納付書を郵送します。）また、きょうだい既に入所し、口座を登録している場合でも、**お子さんごとに登録が必要となります。**

※振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日の引き落とし（12月のみ25日）となります。

② 納付書払い

市役所（本庁舎、各出張所、市民窓口ステーション）又は指定金融機関で納付していただきます（コンビニ納付不可）。納期限は必ずお守りください。

💡 各月末の納期限までに納付がないときは、督促状や催告書の送付のほか、財産の調査（金融機関や勤務先への照会等）や差押え、児童手当からの充当などの滞納処分を行う場合があります。

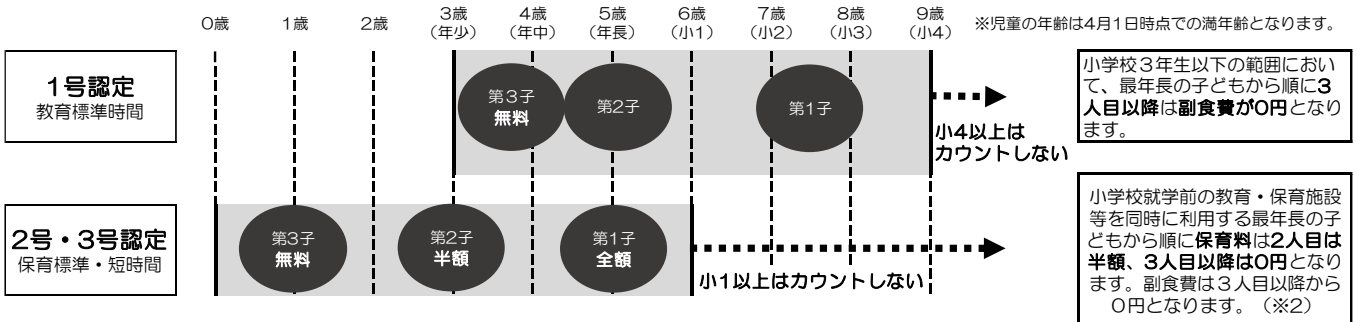
保育料の算定方法（0～2歳児）

保育料は世帯の市町村民税所得割額、お子さんの教育・保育給付認定区分、兄弟姉妹の状況によって龍ヶ崎市が設定した階層区分に応じて決定します。市外の方は、住民登録のある市町村が決定します。

- ◆ 4月から8月の保育料は令和7年度、9月から3月は令和8年度の市町村民税所得割額に基づく保育料となります。よって、毎年4月と9月の時期に保育料の見直しを行います。
- ◆ 保育施設の在園中は、実際の利用の有無にかかわらず、毎月保育料を納付していただきます。
- ◆ 保育料算定のための書類の提出がない方、未申告等の理由により市町村民税額が未確定の方は、第11階層（最高階層）の保育料となる場合があります。
- ◆ 市町村民税所得割課税額の計算には、調整控除を除く税額控除（寄附金控除、配当控除、住宅借入金等特別控除など）は適用しません。
- ◆ 母子（父子）家庭で市町村民税が非課税となる世帯、または父母ともに収入が103万円を超えない場合で、対象となるお子さんと同一の住所に属して生計を同一にする方がいる場合、父母の収入を超えるものを「家計の主宰者」とし、その方の収入をもとに保育料の算定をします。

保育料等の軽減について

同一世帯の複数のお子さんが教育・保育施設等を利用する場合、保育料や副食費の軽減措置があります。また、兄弟姉妹の上のお子さんが幼稚園、認定こども園（教育部分）、障がい福祉施設※1に在籍している場合でも、保育施設を利用しているとみなして、軽減が受けられます。



※1「障がい福祉施設」とは、特別支援学校幼稚部、知的障がい児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障がい児短期治療施設通所部、障がい児通所支援提供施設を利用している場合となります。

※2世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合、上のお子さんの年齢にかかわらず、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

保育料の階層区分

☆ 保育認定（2号・3号認定）の子どもの保育料（月額）【3歳児以上は無償化】

対象：認可保育所（園）、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業

階層区分		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10	第11
世帯の定義	生活保護世帯	市民税所得割課税額										
		非課税世帯	48,600円未満	77,700円未満	97,000円未満	140,200円未満	169,000円未満	248,200円未満	301,000円未満	397,000円未満	397,000円以上	
0～2歳児	標準時間	0	0	11,300	17,200	24,700	27,700	34,500	37,500	45,000	49,000	51,500
	短時間	0	0	11,100	16,900	24,200	27,200	33,900	36,800	44,200	48,100	50,600

☆ 第1階層～第4階層の一部のひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯

階層区分		第1	第2	第3	第4の一部
世帯の定義	生活保護世帯	市民税所得割課税額			
		非課税世帯	48,600円未満	77,101円未満	
0～2歳児	標準時間	0	0	5,150	8,600
	短時間	0	0	5,050	8,450

※ひとり親世帯または在宅障がい児（者）のいる世帯であっても、市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯は、上記の通常の利用者負担額表が適用されます。

※左記の表は第1子の額となります。第2子以降は無料となります。（上のお子さんが小学生などの場合も第2子となります。）

9. 給食費（主食費・副食費）について

幼児教育・保育無償化の改正に伴い、3歳児から5歳児のお子さんの給食費（主食費・副食費）が実費負担となります。ただし、副食費については世帯の状況が以下のいずれかに該当する場合に負担免除となります。（副食費が免除となる方には市から通知します）

◆ 年収360万円未満相当世帯のお子さん

1号認定の場合→市町村民税所得割合算額が77,101円未満

2号認定の場合→市町村民税所得割合算額が57,700円未満（ひとり親世帯または障がいのある方と同居している世帯の場合は77,101円未満）

◆ 第3子以降のお子さん（☞12ページの図参照）

1号認定の場合→小学校3年生までのお子さんのうち、第3子以降のお子さん

2号認定の場合→就学前のお子さんのうち、第3子以降のお子さん

10. 認可外保育施設・一時預かり・病児保育・

ファミリーサポートセンターを利用する方

保育料（利用者負担額）が無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）が必要です。（『保育の必要性について（☞5ページ）』）

保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）について

ご利用になる前にお通りの施設を経由して市へご申請ください。一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンターをご利用の方は、直接市へご申請ください。

《幼児教育・保育の無償化対象施設と上限額》

施設類型	保育の必要性	無償化の範囲・上限額	
		0歳～2歳児 (住民税非課税世帯)	3歳～5歳児
一時預かり事業 病児保育事業 ファミリーサポートセンター	○	月額42,000円	月額37,000円
認可外保育施設等（※）	○		
障がい児通園施設	-	-	全額

※ 認可外保育施設、ベビーシッター事業など複数利用可

◎預かり保育料・認可外保育施設等利用料の支払い方法は「償還払い（☞3ページ参照）」となります

11. 保育施設利用 Q&A（よくある質問）

《申込について》

▶Q1 保育施設の空き状況はどこで教えてもらえますか？

▶A1 保育課窓口、市公式ホームページ、子育て支援コンシェルジュ出張相談（さんさん館・駅前こどもステーション）等でご案内しています。毎月1回（25日頃）更新します。

▶Q2 保育施設の見学は必要ですか？

▶A2 選考に直接の影響はありませんが、施設の方針や実際の雰囲気を知ることは不安の払しょくや入所後のミスマッチを防ぎます。特に児童の健康や発達についてなど、日常生活で留意していることがある場合は、必ず希望の保育所等を見学し、受け入れできる態勢にあるかをご確認ください。見学は随時行っていますので、各施設にお問い合わせください。

▶Q3 保育施設利用申込の際、希望園はいくつ記入したらいいですか？また、第一希望のみ記入した場合は優先されますか？

▶A3 利用希望施設の数に制限はありません。第一希望の施設から順に選考を行い、記入のない施設の選考は行いませんので、十分にご検討の上ご記入ください。また、第一希望のみ記入された方と複数施設記入された方とで、選考上の優劣はありません。

▶Q4 申込が早いと選考に有利ですか？また、入所保留期間が長いと優先されますか？

▶A4 先着順ではありませんので、締切日までに申込みいただければ、同じ条件で選考いたします。また、入所保留期間の長さは考慮に含めません。

▶Q5 入所枠に空きのない保育施設への申込みはできますか？

▶A5 できます。お申込み時に空きのない保育施設であっても、退所や転園などにより枠が空く場合もあります。

▶Q6 育児休業明けで保育施設に申込みをしたいのですが、空きがありません。空きが出るのを待って入所したいと考えています。保育施設に入りやすい時期はいつですか？

▶A6 新年度にあたる4月が受け入れ人数が一番多い時期です。4月入所の申請受付は通常より早く、例年11月上旬を予定しています。また、お申込みは年度ごとに必要ですので、年度をまたいで引き続き入所を希望される場合は申請忘れにご注意ください。

▶Q7 現在、育児休業中で第2子を妊娠中です。4月に出産予定なので、新年度から第1子を保育園へ入園させたいと考えています。その場合、保育施設利用の申請はできますか？

▶A7 育児休業期間中に保育施設利用の申請をする場合、保育施設利用開始をした翌月の15日までに職場復帰をすることが条件となります。第2子出産後、引き続き育児休業を取得される場合は基本的に申請をすることはできません。

▶Q8 生後いつから預けることができますか？

▶A8 施設によりお預かりできる対象年齢が異なります。生後 40 日から 12 ヶ月まで、お預かりできる対象年齢は施設により異なりますので、保育施設一覧にてご確認ください。施設利用開始日に対象年齢の満年齢に達していることが条件となります。

▶Q9 必要書類が締切日までに間に合いません。後日提出してもいいですか？

▶A9 申込み締切日時点で提出されている書類を基に選考を行います。不足書類がある場合、本来の指数点より低く決定されるなど、選考上不利になる場合がありますので、締切日までにすべてそろえてお申込みください。

▶Q10 保留通知が届いた場合、翌月も申込みが必要ですか？

▶A10 必要ありません。申込の年度内（3月まで）は再度の申込みなしに自動的に翌月の選考対象となります。翌年度（4月から）の入所を希望する場合は、改めて申込みが必要です。なお、利用希望施設を変更したい場合や、申込み時と状況が変わった場合は、保育課へご連絡ください。

《内定後について》

▶Q11 内定を辞退したいのですが、どうしたらいいですか？

▶A11 内定施設へ内定を辞退する旨をご連絡の上、すみやかに「保育施設等利用取消申請書」を保育課へご提出ください。施設ではすでにお子さんの受け入れに向けて準備をしていますので、辞退を決めた際は早急にお手続きをお願いします。

▶Q12 内定を辞退した場合、今後の選考で不利になりますか？

▶A12 龍ヶ崎市では、内定を辞退した場合のペナルティはなく、今後の選考で不利になることもありません。しかし、辞退することで本来内定できた方が内定できない等の影響が出ますので、よくご検討の上、お申込みくださいますようお願いいたします。

▶Q13 内定を辞退しても保留通知は発行されますか？

▶A13 保留通知は選考にて入所保留となり、内定とならなかった方にお送りしています。内定を辞退された場合には発行しておりません。

▶Q14 4月一次選考で希望順位の低い施設に内定しました。今回の内定を受けたまま、4月の二次選考にかけることはできますか？また、入園後の転園はできますか？

▶A14 一次選考の内定を辞退しない限り、二次選考にかけることはできません。内定を辞退せず入園された場合は、5月以降転園申込みができます。ただし、転園申込の際は再度お申込み手続きが必要となりますのでご注意ください。また、認定こども園へ通園中に転園を希望する場合は、通っている認定こども園に直接ご相談ください。

《保育料について》

▶Q15 保育料はどの保育施設に通っても同じですか？

▶A15 保育料は保護者の市（町村）民税所得割をもとに市が決定し、どの認可保育施設に通っても同じです。ただし、保育料以外にも入園時や月ごとに別途かかる費用があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

▶Q16 父母ともに市（町村）民税所得割が非課税です。同一住所に祖父母と同居していますが、別世帯であれば保育料に影響はありませんか？

▶A16 住民票上の別世帯であっても、住所が同じであれば保育料の算定対象となります。

▶Q17 籍を入れていない同居人がいます。保育料に影響はありませんか？

▶A17 ひとり親家庭の方であっても、パートナー等と同居している場合にはその方を保護者とみなし、税額を合算したうえで保育料を決定します。婚姻の意思の有無は問いません。世帯員の変更があった場合にはすみやかに申し出てください。

《支給認定について》

▶Q18 現在短時間認定を受けています。仕事で残業になることが増えてきて、お迎えが間に合わず、ほとんど毎日延長料金がかかっています。標準時間へ変更してもらうことは可能ですか？

▶A18 保育課または通園中の認定こども園へご相談ください。認定区分の変更を希望する場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」の提出が必要です。毎月25日が提出の締切で、申請した翌月からの変更となります。

▶Q19 現在、3号認定を受けて保育施設を利用しています。来月、満3歳をむかえるため、3号認定が切れてしまいますが、手続きは必要ですか？

▶A19 自動的に3号認定から2号認定へ更新されますので、お手続きは不要です。また、この教育・保育給付認定の変更にもなう支給認定証の送付は省略されます（保育施設を継続利用する場合は、翌年度の4月に新しい支給認定証を発行します）。必要な場合は、お申し出ください。

《利用について》

▶Q20 仕事を退職しました。保育施設は退園となりますか？

▶A20 保育が必要な理由がなくなるため、月末で退園となります。ただし、再就職を希望する場合は求職活動期間として、最長3か月間の在籍継続を認めています。すみやかに保育課または通園中の認定こども園へご相談ください。

- ▶Q21** 求職活動中ですが、仕事が決まりません。保育施設は退園となりますか？
- ▶A21** 求職活動の理由で保育施設を利用する場合、最長3か月間の在籍が認められますが、3か月以内に就労を開始できない場合、退園となります。
- ▶Q22** 父親が育児休業を取得する予定ですが、すでに在園している上の子は継続して保育施設に預けられますか？
- ▶A22** 母親の産前産後休業期間中に限って、通算して60日までは特例的に上の子の保育施設在籍を認めます。父親が育児休業を取得する場合は、お通いの園を通して「育児休業証明書」を事前に提出し、復帰後は「復職証明書」を同様にご提出ください。
- また、母親の産前産後休業明けに、両親がそろって長期の育児休業を取得する場合は、保育支給認定ができません。在園中のお子さんは退園していただくか、幼稚園または認定こども園（教育部分）をご利用ください。
- ▶Q23** 「妊娠・出産」の事由で認定を受け、入園しました。いつまで利用できますか？
- ▶A23** 「妊娠・出産」の事由で入園する場合の利用期間は認定期間と同様、出産月の産前産後2か月（☞5ページ）となり、認定期間満了をもって退園となります。退園する月の月末までに「保育施設等利用取消申請書」を通園中の保育施設または保育課にご提出ください。
- ▶Q24** 第2子を妊娠中で里帰り出産を考えています。休園期間及び休園中の保育料はどうなりますか？
- ▶A24** 休園できる期間は最終登園日から2か月以内です。2か月を超えて休園する場合は、引き続き在籍することができなくなりますのでご注意ください。また、休園中であっても在籍している間は、利用の有無にかかわらず、毎月の保育料は全額お支払いいただきます。
- ▶Q25** 市内の認可保育施設に通っています。市外に転出後も引き続き利用したいのですができますか？
- ▶A25** 転出先の市区町村にて継続入所の手続きを行うことで、当該年度末まで利用ができます。ただし、単年度毎の手続きとなりますので、翌年度以降も継続を希望される場合には都度の利用申請が必要です。